

☑ 社会人
☑ 既卒の方
必見!

専門学校
ユマニテク医療福祉大学校
歯科衛生学科

3年制

定員
40名

専門実践教育訓練給付制度

国家資格を取得してキャリアアップ！歯科衛生士を目指すあなたに。

学費の **70%** 最大
給付!

3年間最大
168万円

歯科衛生士 国家資格を目指す方へ

本校の歯科衛生学科が、教育訓練給付金の専門実践教育訓練講座として、厚生労働大臣により指定されました。

※受給資格について、詳しくはお近くのハローワークにてご確認ください。



1 教育訓練給付制度とは

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者が、教育訓練講座を自己負担で受講したときに、実際にかかった経費を給付金として支給する制度です。

この教育訓練給付制度には、「一般教育訓練給付金」と「専門実践教育訓練給付金」の2種類があります。

※本校では専門実践教育訓練給付金にあたります。

専門実践教育訓練給付金は、働く人の主体的、かつ中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。



2 教育訓練給付制度の詳細

(1) 給付対象者

初めて教育訓練給付金制度を利用される方は、受講開始日前までに通算して2年以上（原則は3年以上）の雇用保険の被保険者期間を有している方。現在離職中の方は、離職後1年以内での入学が条件となります。

(2) 支給額 **教育訓練費の70%**

3年間最大
168万円

①教育訓練経費の50%

支給申請の時期によって、受講中（受講開始日から6ヶ月ごとの期間の末日の翌日から起算して、1ヶ月以内が支給期間）または受講終了日翌日から起算して1ヶ月以内）に支給を受けることができます。

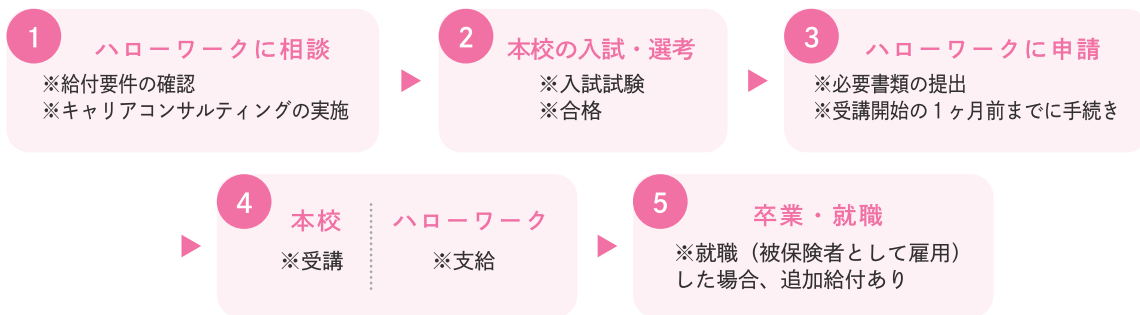
②教育訓練経費の20%

受講終了後、資格を取得し、受講終了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合に追加支給。

3 教育訓練給付制度利用例

ユマニテク医療福祉大学校 歯科衛生学科 学費（3年間） ----- 入学金・授業料・実習費 教材教具等3年間総合計 3,102,000円	講座を終了した場合 ----- 最大 1,200,000円 支給	受講終了後1年以内に 資格取得等をし就職した場合 ----- 最大 1,680,000円 支給
--	---	---

4 申請手続き



5 支給申請期間

受講中	受講開始日から6ヶ月ごとの一定期間
受講終了後	受講終了日の翌日から1ヶ月以内
追加支援	資格を取得し、一般被保険者として雇用された日の翌日から1ヶ月以内

6 参考

- ハローワーク「教育訓練給付金」
 - 厚生労働省「教育訓練給付金制度について」
- ※受給資格については、さまざまな要件や制約がございます。
詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

